

里帰り先で産後ケア事業を利用したい方へ

## 産後ケア費用の償還払い（一部払い戻し）を行います

### 対象者

利用日時点で八幡浜市に住民票がある産後1年未満の母親及び乳児

### 利用できる施設

里帰り先市区町村が、産後ケア事業を委託している医療機関や助産所等

### 利用回数

宿泊型・日帰り型・訪問型あわせて7回まで  
※里帰り後に利用する回数とあわせて上限7回まで



### 利用助成額



利用した施設で支払った産後ケア事業費用から利用料（産後ケアちらし参照）を差し引いた金額と八幡浜市で定める助成限度額（下記参照）のいずれか低い方の金額を払い戻します。

区分		助成限度額（1回あたり）		
		課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
宿泊型	開始時刻～24時間以内	36,000円	38,000円	40,000円
日帰り型①	10時～16時（6時間）	9,000円	9,500円	10,000円
日帰り型②	10時～20時（10時間）	18,000円	19,000円	20,000円
訪問型①	2時間30分以内	9,000円	9,500円	10,000円
訪問型②	5時間以内	18,000円	19,000円	20,000円

### 利用方法

**※事前申請が必要です**

1. 事前申請 　　こども家庭センター(保健センター)で申請手続きをします（電話・LINE可）
2. 利用決定 　　利用の可否を審査し、利用可の場合は市から利用決定通知書を送付します。
3. 利用予約 　　ご自身で、利用可とされた施設へ産後ケアを予約してください。
4. 利用・支払い 　　利用後に、利用した施設へ費用を全額自費で支払いしてください。  
　　※領収書に「産後ケア利用料」と但し書きをしてもらってください。  
　　※利用の際に母子手帳を提出し、産後ケアの記録ページに実施結果を記入してもらってください。
5. 償還払いの申請 　　こども家庭センター(保健センター)の窓口下記のものを持参してください。  
　　・領収書 ・母子手帳 ・身分証明書 ・振込先口座が確認できるもの（キャッシュカードや通帳）
6. 償還払いの決定・振り込み 　　市から決定通知書を送付後、指定の口座に振り込みます。

### 問合せ・申請先

八幡浜市こども家庭センター 母子保健係（保健センター内）

■所在地 八幡浜市松柏乙1101番地

■TEL 0894-21-3122 ■FAX 0894-24-6652



公式LINE